

コンセントの遠隔操作に関する電気用品安全法技術基準解釈の改正に伴う当社該当製品への対応について

富士通コンポーネントのIPリモート電源コントローラーおよびリモート電源コンセントは、出力側コンセントを遠隔操作でON/OFFする機能を特長として交流100Vを接続する構造であり、電気用品安全(PSE)法で定められた特定電気用品の配線器具に区分されるため、従来、適合性検査を実施しPSEマーク品として、製造販売してまいりました。

しかしながら、2014年9月に経済産業省より、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(=技術基準解釈):別表第四」の遠隔操作に係わる改正・施行が公布され、コンセントなど、それに接続する負荷機器が特定できない配線器具は、赤外線、音声、電力線搬送波での制御以外では遠隔操作(ON)は、基本的にPSE適合できないことが明確化されました。

(旧技術基準解釈による製造猶予期間は施行の日から1年間: 2015年9月17日まで)

つきましては、本製品の製造は、旧技術基準解釈での適合品の製造猶予期限:2015年9月をもって、やむなく終了とさせていただきます。お客様には多大なご不便をお掛けしますが、事情をご賢察いただき、ご理解いただけますようお願いいたします。ご不明な点などございましたら、当社営業担当へご相談くださいますようお願い申し上げます。

--- 記 ---

1. 対象形格

品名	カタログ形格	社内品番
IPリモート電源コントローラー	FX-5104N1	NC14008-B070RS
リモート電源コンセント*	FP-MMCB02-100	NC14004-B793-R

*(参考) 本製品をオプションとする機種

- ・マルチユーザKVMスイッチ: FS-4004MM, FS-8008MM, FS-1616MM
- ・遠隔ユニット: FE-1000CW(終息品), FE-1100CW, FE-1200CW
FE-1500CWU(終息予定品), FE-1600CWU

2. 改正内容

・電気用品安全法 技術基準解釈 別表第四 抜粋

改正後	改正前
<p>配線器具の遠隔操作 別表第四 配線器具 1 共通の事項 (1) (略) (2) 構造 イ (略) ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチまたはコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないものであること。 ただし、危険の生じるおそれのないものにあつては、この限りではない。 (イ) (略) (ロ) 「危険の生じるおそれのないもの」とは、次のaまたはbのいずれかのものをいう。 a 音声を利用した…………… (略) b <u>通信回線((イ)に掲げるものを除く。赤外線、電力線搬送波)を利用した遠隔操作機構を有する配線器具であつて、次の全てに適合するもの。</u> <u>(a) 配線器具は、接続できるものとして、遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない負荷機器に限定されているものであること。</u> (以下、略)</p>	<p>配線器具の遠隔操作 別表第四 配線器具 1 共通の事項 (1) (略) (2) 構造 イ (略) ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチまたはコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないものであること。 ただし、危険の生じるおそれのないものにあつては、この限りではない。 (イ) (略) (ロ) 「危険の生じるおそれのないもの」とは、音声を利用した遠隔操作機構を有する接続器であつて、次に適合するものをいう。 (以下、略)</p> <p>(新設)</p>

参照) 経済産業省 電気用品安全法ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.htm#kaisyakukaisei>
平成26年 9月18日公布

3. 後継品について : 上記終息理由により、コンセントの遠隔操作(ON)機能を有する後継品はありません。

以上